品川区特別養護老人ホーム入所調整会議運営要綱

制定平成 12 年 3 月 2 3 日 区長決定 要綱第 9 0 号 改正平成 13 年 4 月 1 日 要綱第 1 2 2 号 改正平成 16 年 5 月 1 7 日 要綱第 8 5 号 改正平成 20 年 12 月 5 日 要綱第 1 3 8 号 改正平成 2 1 年 3 月 3 1 日 部長決定 要綱第 1 0 3 号 改正平成 2 2 年 8 月 2 3 日 部長決定 要綱第 1 0 3 号 改正平成 2 6 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 6 5 号 改正平成 2 7 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 3 9 7 号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険制度の円滑な運営を担う保険者として、在宅サービス活用による在宅生活から特別養護老人ホーム(以下「特養ホーム」という。)への入所を迅速に進めるとともに、施設入所の公平性を確保するため、区が行う入所調整の手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入所調整の申し込み対象者)

- 第2条 特養ホームへの入所調整の申込みができる者(以下「申込者」という。)は、次に該当する者で、心身の著しい障害のため常時の介護を必要とし、かつ、在宅での介護が困難である者とする。
 - (1)要介護認定の判定結果が要介護度3以上である者
 - (2)要介護1又は2で、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく 困難であると認められる者

(入所調整申し込み)

第3条 特養ホームへの申込者は、特別養護老人ホーム入所調整申込書(第1号様式)を区長に提出するものとする。

(特養入所調整会議の設置)

第4条 区長は、第1条の目的を達成し、かつ、客観的に入所優先度を審査し、入所順位の調整を 図るため品川区特別養護老人ホーム入所調整会議(以下「特養入所調整会議」という。)を設置 する。

(会議の所掌事項)

- 第5条 特養入所調整会議は、区長の依頼に応じ、次の各号に掲げる事項について審査を行い、その結果を区長に報告するものとする。
 - (1)特養ホーム入所優先基準に関すること。
 - (2)特養ホーム入所優先審査に関すること。
 - (3) 特養ホームへの入所調整申込者にかかる介護サービス計画に関すること。
 - (4) その他区長が必要と認めること。

(会議の組織および報酬)

- 第6条 特養入所調整会議の組織は、学識経験者、社会福祉法人の職員、民生委員および区に勤務する職員の中から、区長が任命または委嘱する委員9名以内で組織する。
- 2 委員(区に勤務する職員の中から任命された委員を除く)に対する報酬は、別紙1に定める報酬基準表によるものとする。

(会議の委員の任期)

第7条 委員(区に勤務する職員の中から任命された委員を除く。)の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の委員長および副委員長)

- 第8条 特養入所調整会議に委員長および副委員長を置く。
- 2 委員長は、福祉部長とし副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、特養入所調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議の運営)

- 第9条 特養入所調整会議は、区長が招集する。
- 2 特養入所調整会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開催することができない。
- 3 特養入所調整会議の審査は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(緊急入所)

- 第10条 区長は緊急に入所等が必要な場合および老人福祉法第11条第1項第2号に規定する措置の場合には、特養入所調整会議の審査を経ずに、緊急入所として特養ホームへの入所手続きをとることができる。
- 2 特養ホーム施設長は、前項に規定する緊急申込者が入所した場合、適切な入所期間および施設 介護計画等を定め、速やかに区長に報告するものとする。
- 3 区長は、前項の緊急入所に該当した場合、その結果を特養入所調整会議に報告する。

(庶 務)

第11条 特養入所調整会議の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委 仟)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年3月23日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式

品川区特別養護老人ホーム入所調整申込書

品川区長 あて

品川区特別養護老人ホームの入所調整に申込をします。

Ⅰ. 該当する項目に記入または口内にレ(チェック)を入れてください。

								申ì	五日		平成	:	年	月		月	
	フリガナ														男	性	
	氏 名										性	別			女	性	
	生年月日	□明治	台	大正	□昭和	年	:	月		日	()歳				
入	要介護度	□3		$\Box 4$	□5	その他		被保)険者	番号							
	有効期間	平成	年	月	日 ~ 平成	年 .	月 日	0	0	0							
所対	住 所	〒 品 <i>)</i>	- 区			冒		,)- ()	-()			
象	本人の居所	□ 在宅 □ 施設等 【□老人保健施設 □有料老人ホーム □グループホーム □病院(一般・療養)】 □ その他 【 】															
者	◆入所·入院中	6中の方は以下もご記入ください															
	入所等して いる施設名					所在地等	F	-		Î	電話()-()-()
	入所等の 期間	平成	年	月	~ 現在	まで	退所等	の予	定	□無□	₩ = (\	区成	年	月0)予;	定)	
入所希望施設	区内施設 希望施設を 3つまで ご記入くだ さい																
	区外施設	□希望	する	(施計	ひを選ぶこ	とはできる	ません)		□希	望	しない	<i>,</i> \					

${\rm I\hspace{1em}I}$.	この申込言	書を記入している方についてお	3聞きします。							
	フリガナ		I	□本 人 □親族(続柄:)						
	氏 名		入所対象者 との関係	□成年後見人 □福祉事務所職員 □その他(関係:)						
申	住 所	〒								
者	連絡先	□自宅 () - (□携帯電話 () - (□勤務先 () - (•) - (
	結果 送付先	□申込者 □入所対象者 □)						
	人等していた	・ ただいた内容について、必要に応じ	て申込者あてい	こ問合せをする場合があります。						
		者を主に介護している方につい		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
	氏 名	□申込者と同じ □左記以外	(⇒)						
	住 所	□申込者と同じ □左記以外	$(\Rightarrow $)						
	生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 年	F 月	日 ()歳						
	◆主介護者は、入所対象者以外の方を介護していますか。									
	□ している ⇒ 住所と氏名 (介護の状況 (
	口していない									
主	◆主介護者は就労をしていますか。									
介護者の	口してい	る ⇒ 勤務先・店舗等名称 (就労時間・頻度 (電話:) 時間/日 日/週)						
状	口してい	口していない								
況	◆主介護者の健康状態についてお聞きします。									
	□ 要介護認定を受けている (□要支援 □要介護)									
	│ │ □ 要介護認定は受けていないが、通院しなければならない疾病がある									
	疾病名() 通院頻度(回程度/月)									
	□ 通院はしていないが、介護に支障のある疾病がある 疾病名()									
	◆主介護者	肯は小さなお子様や心身に障害のあ	る方をお世話	していますか。						
		□ している ⇒ 状況を具体的に ()□ していない								
のこと		被介護者が在宅の場合は、同居・別屋 サービス事業者は除きます。施設入所 いる方です。								
関	関与者不在 □ 入所対象者への支援や関与する人がいない									

IV. 入所対象者について、記入または□にレ(チェック)を入れてください。 不明の場合には、入所中の施設等にお問い合わせのうえ、記入してください。

★身体状況についてお聞きします。							
質 問 項 目 該当する口にレ(チェック)を入れて下さい。							
歩行	口自立	口見守り	□一部介助	口全介助			
▲上記で介助時の使用器具	□杖 □歩行器	口車いす	□その他()		
起き上がり	口自立	口見守り	□一部介助	口全介助			
座っていられる	口自立	口見守り	□一部介助	口全介助			
立っていられる	口自立	口見守り	□一部介助	口全介助			
寝返り	口つかまらないで	できる 口つか	まればできる	□できない			
移乗	口自立	口見守り	口一部介助	口全介助			
着替え	口自立	口見守り	□一部介助	口全介助			
食事摂取	口自立	口見守り	□一部介助	口全介助			
排尿	口自立	口見守り	□一部介助	□全介助			
排便	口自立	口見守り	□一部介助	□全介助			
入浴(清拭含む)	口自立	口見守り	□一部介助	口全介助			
人司尔广尔《小华儿》							
★認知症等の状態につい 質問項目	いてお聞きします 該当する口にレ(カケ下さい				
ひどい物忘れ	口ない	ロときどきある		□ある			
自分の名前が言えない	ロない	口ときどきある		□ある			
収集癖がある	ロない	口ときどきある		□ある			
大声・奇声を出す	ロない	口ときどきある		□ある			
同じ話を繰り返す	ロない	口ときどきある		□ある			
徘徊がある	口ない	口ときどきある		□ある			
介護への抵抗がある	ロない	口ときどきある		□ある			
暴言や暴力がある	ロない	口ときどきある		□ある			
昼夜逆転	ロない	口ときどきある		□ある			
異食行為	口ない	口ときどきある		□ある			
共及门 祠	П. 46.		ט	പഗര			
★必要な医療についてお	う聞きします。						
 現在の主な疾患							
処方されている薬							
過去の既往疾患							
特別な医療行為について、該当する口にレ(チェック)を入れて下さい。							
口経管栄養(経鼻・胃ろう) 口中心静脈栄養 ロカテーテル 口褥瘡							
ロインシュリン(服薬・注射 回/日) ロストマー ロペースメーカー							
□酸素療法 □人工透析 □その他()							

V. 下記	の項目に	こついて、	全て記入	してくださ	۲۷°.			
入所申	込理由							
同意	意 書	認定にかかます。また	る調査内容		および主治	医意見書を	提出するこ。	
以上で、記	入欄は終了	[*] となります。	区役所窓口	1または担当	jケアマネジ 	ヤーへご提り	出ください。	
▼区使用櫃	闌となります。	。何も記入し	ないでくだる	≛い。▼				
意見 (入所の	ジャー等 見欄 必要性や 穿を記入)		ā	3入者氏名(所	属:)
		T						
介護	期間	年 F 年 F	支援1、要支援] ~] ~] ~	年 月		業対象者の判別 計	^{定期間は除きる} 年	^{Eす。} か月
		1						
受付ケア ⁻	マネジャー	氏名:		所属				
在		要介護度	年齢	介護期間	老年	複数介護	就労	病弱
	殳系							
		•		'		•		•
* *	₩ ∸		認知症自立度	Ŧ.	704]		
養育 ————	単身	意見書	調査書		その他			

- - - -								
							•	
	I	Γ :		.	T	1		
養育	単身		認知症自立度		その他			
2017	1 - 3	意見書	調査書		(17 10			
				[l		
決裁 平	成 年	月 日						
課長	施設支援	高齢者支援	担当者			備考		
林 女	係長	第 係長	担ヨ有			1佣 45		
	I.	<u> </u>	<u> </u>	1				

品川区特別養護老人ホーム入所調整会議委員の報酬基準表

	報酬基準額
医療系委員	17,000円
福祉系委員	12,000円